

## 平成21年第8回美郷町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成21年8月31日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 例月出納検査の報告
    - ・平成21年度予算6月分・7月分
  - 2) 平成20年度経営状況の報告
    - ・医療法人「全人会」
    - ・六郷開発株式会社
  - 3) 平成20年度事務事業点検評価の報告
- 第 4 町長の招集あいさつ並びに行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 報告第 4号 専決処分事項の報告について
- 第 7 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 8 認定第 1号 平成20年度美郷町一般会計決算認定について
- 第 9 認定第 2号 平成20年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第10 認定第 3号 平成20年度美郷町老人保健特別会計決算認定について
- 第11 認定第 4号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 第12 認定第 5号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第13 認定第 6号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第14 認定第 7号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	深澤 均 君
9番	武藤 威 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右エ門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
総務課長兼 総合サービス課長	小原 正彦 君	企画財政課長	高橋 薫 君
税務課長	小原 隆昇 君	会計管理者兼 出納室長	坂本 昇一 君
住民生活課長	高橋 潔 君	福祉保健課長	右谷 康一 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光交流課長	小林 宏和 君
建設課長	鈴木 隆 君	農業委員会長	渡邊 調 君
農業委員会 農事務局長	小野寺 光廣 君	教育委員長	佐藤 孝 君
教 育 長	後松 順之助 君	学務課長	辻 一志 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	草薙 正子 君
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	深澤 克太郎	庶務班 長	鈴木 邦子
主 査	佐々木 直樹	兼 議事班 長	

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第8回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番、熊谷良夫君、13番、齊藤新一郎君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日8月31日から9月4日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月4日までの5日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、齊藤新一郎君、登壇願います。

（議会運営委員長 齊藤新一郎君 登壇）

○議会運営委員長（齊藤新一郎君） おはようございます。ご報告申し上げます。

8月24日招集告示された平成21年第8回美郷町議会定例会に当たり、8月24日、議会運営委員会を開催し、次のとおりに決定しました。

初めに、本定例会の会期は、本日8月31日から9月4日までの5日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日、8月31日は、議長の諸般の報告、町長

の招集あいさつ並びに行政報告、一般質問を行う予定です。質問者は3名です。その後、報告第4号 専決処分事項の報告についてから、認定第7号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてまでの議案内容の説明を行う予定です。

9月1日、火曜日は休会とします。

9月2日、水曜日は午前10時から本会議を再開し、議案第59号 字の区域の変更についてから、議案第74号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号までの議案内容の説明を行う予定です。

9月3日、木曜日は午前10時から本会議を再開し、8月31日に説明のありました認定1号 平成20年度美郷町一般会計決算認定についてから、認定第7号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてまでの議案審議を行う予定です。

9月4日、金曜日は午前10時から本会議を再開し、8月31日と9月2日に説明のありました承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてから、議案第74号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号までの議案審議を行う予定です。その後、委員会報告を行い、終了の予定です。

以上、ご報告いたします。

○議長（伊藤福章君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） それでは、日程どおり審議を進めます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（伊藤福章君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月出納検査、平成21年度予算の6月分と7月分の報告がありました。

2として、町長より、「医療法人全人会」と六郷開発株式会社の平成20年度の経営状況を説明する書類の提出がありました。

3として、教育委員会委員長より、平成20年度事務事業点検評価の報告がありました。

それぞれその写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

◎町長の招集あいさつ並びに行政報告

○議長（伊藤福章君） 日程第4、町長の招集あいさつ並びに行政報告を行います。

本定例会に当たって、町長より招集あいさつ並びに行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

---

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成21年第8回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要を説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

初めに、今年度の町政運営の7つの主な取り組みに係る事業についてご報告いたします。

一つ目は「交流の促進」についてですが、「売り込め美郷応援プロジェクト」では、美郷米産地訪問ツアーを6月28日から2日間実施し、大田区の米卸業者や米穀販売店の関係者23人が訪れ、農家との交流を深めております。

一方、町と農業協同組合の職員が8月7日から2日間、大田区の米穀販売店や区立保育園を訪問し、給食での美郷米の使用をお願いしております。

また、美郷米PRの田園アートについては、道の駅雁の里せんなんに案内看板や物見台を設置し、好評を得ております。

「友好交流プロジェクト」では、住民で組織する実行委員会による「友好交流ジャズコンサートin美郷」が8月29日、仙南体育館で開催され、本町と大田区からジャズバンドが出演し、町内外から多くの観客が訪れました。

二つ目は「水環境保全への取り組み」についてですが、「水を守ろうプロジェクト」では、七滝水の森植樹事業を6月9日に実施し、町内の小学校4年生と保護者、町関係者321人がブナの植樹をしております。

「水を学ぼうプロジェクト」では、地域の水環境保全活動のリーダー、学習講座等の講師や支援者を育成する水環境マイスター養成講座を7月12日から開講し、受講者は講義や水質調査、野外学習に取り組んでおります。

また、つくば市の小学校5年生37人が7月31日から4日間本町を訪れ、野際清水や御台所清水、丸子川の水質や生物の調査などを行っております。

一方、町内の小学校5年生13人が、8月17日から3日間つくば市を訪れ、稚魚の放流や霞ヶ浦湖上セミナーでの水質研修を体験しております。

なお、水環境保全プロジェクト事業が全国モーターボート競走施行者協議会の普及広報事業に採択され、今定例議会に財源補正を主とした補正予算を計上いたしております。

三つ目は「協働参画の取り組み」についてですが、住民活動センター「みさぼーと」の8月21日現在の状況は、登録団体は38団体、1,833人。個人登録は71人で、ボランティアコーディネーター件数は31件となっています。今後も町内の各種事業等に町民からご協力をいただき、活動の向上を図ってまいります。

四つ目は「芸術文化活動の取り組み」についてですが、「とことんやる気の夢講座」、米村でんじろう先生サイエンスショーを7月10日、仙南公民館で開催し、町内の小学校4・5年生と中学校2・3年生が参加しました。体験型の科学実験などは、子供たちにとって自然科学への好奇心をはぐくむ上で貴重な経験になったものと考えております。

五つ目は「公共施設再編と学校再編の取り組み」についてですが、公共施設再編計画については、今年度中の再編を計画している施設の設計業務が完了しました。住民サービスに支障を来さないように再編統合作業を進めたいため、役場庁舎、出張所及び保健センターについては年末年始に作業を行うこととし、統合庁舎での業務開始を平成22年1月1日にしたいと考えております。また、その他施設については利用者からのご理解をいただきながら、4月1日から統合業務を開始したいと考えております。また、それらに係る施設整備について、今定例会に補正予算を計上いたしております。

また、公的団体等への貸し付けを予定している六郷庁舎と仙南庁舎については、六郷庁舎に町商工会、町シルバー人材センター、六郷町土地改良区、町観光協会から、仙南庁舎に県総合保健事業団から申し込みがあり、随時の現地調査に加え打ち合わせを行い、具体化に向けた取り組みを推進しております。

次に、学校再編計画については、六郷地区小学校開校準備委員会のもとに、統合後の教育課程や学校、PTA組織等について専門的な調査検討を行うため、総務部会、生徒指導部会、PTA部会など7部会を設置し、7月22日から28日までに各部会が開催されております。なお、これまれの協議状況について、あす9月1日に六郷東根小学校で、また9月上旬には六

郷小学校で保護者説明会を開催することにしております。

次に、新型インフルエンザについてですが、全国的に感染が急速に拡大しており、県でも感染者の全数を把握し、感染拡大の防止に重点を置く感染初期から、集団発生の早期把握や重症化の防止に重点を置く感染拡大期に段階が引き上げられております。

町では、8月26日に初の感染者が確認され、翌27日には町内の小学校6年生の1クラスが感染者が複数確認されたとして、28日から9月3日までの1週間学級閉鎖の措置がとられているところです。

このたびの新型インフルエンザの感染者がほとんどが軽傷のまま数日で回復しておりますが、ぜんそくや糖尿病、人工透析といった基礎的な疾患をお持ちの方や、妊婦、幼児、高齢者の方などについては重症化する恐れがあることから、これらの方々に対する注意喚起を広報や広報お知らせ版などで行うとともに、保健所など関係機関と連携を図り、集団発生の早期把握と予防対策に努めてまいります。

次に、仙北組合総合病院の改築についてですが、仙北組合総合病院の改築問題につきましては、昨年12月定例議会の一般質問で答弁したとおり、平成18年5月に仙北組合総合病院早期移転新築推進会議が主催した地域医療シンポジウムで、県厚生連経営管理委員長から「一つのめどとして、10年後のオープン」という表明があったものの、県厚生連の財務状況等から病院の改築計画が示されず現在に至っております。

町としては、町民が安心して暮らせる医療環境を確保するためには、仙北組合総合病院の改築は不可欠であると考え、これまで圏域全体の課題として大仙市長、仙北市長ともご相談しながら、県や県厚生連等と協議を重ねてきたところですが、多額の事業費を要することなどから、なかなか方向性を見出せずにいたところです。

しかし本年6月、厚生労働省から「都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する地域医療再生計画に基づいて行う医療圏単位での医療機能の強化、医師等の確保等の取り組みを支援する」とする地域医療再生計画作成指針が示され、国では平成21年度補正予算で、基準額100億円を10医療圏、基準額30億円を70医療圏とし、全国で80医療圏を目途に3,100億円の地域医療再生臨時特例交付金を予算措置しております。

地域医療再生計画は、県が二次医療圏を対象に策定し国に提出するものですが、この機会に仙北組合総合病院の改築を推進すべく、大仙市、仙北市と連携を図りながら中核病院の整備が遅れている当大曲仙北二次医療圏を対象に地域医療再生計画を策定し、国に提出してく

ださるよう県に強く要望しております。

町としては、県及び県厚生連と関係機関と協議を進め、この交付金を活用し、病院改築の実現を図るべく最大限の努力をいたしたいと考えておりますので、町民並びに町議会のご理解とご支援をお願いいたします。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

初めに、総務課関係ですが、乗り合いタクシーの運行状況については、4月から8月21日までの運行便数は588便、利用者数は685人で、昨年度と比較し便数、利用者数ともに約5倍と大幅に伸びており、今後も利用の啓発を図ってまいります。

企画財政課関係ですが、平成21年度の普通交付税は54億6,210万4,000円に確定し、昨年度に比べ1億4,750万2,000円、2.8%の増となっております。これは特別枠として、地域雇用創出推進費が創設されたためであり、この特別枠を基金として設置したく今定例会に条例案を提出いたしております。

次に、ふるさと美郷応援寄附金については、8月21日現在11件、103万円の寄附を受けており、ふるさと美郷子ども育成基金への積み立てを今定例会の補正予算に計上いたしております。

次に、電波遮へい対策については、7月に国より補助金の交付決定があり、七滝地区テレビ共同受信組合と協議し、地上デジタル放送受信施設工事を10月ころまでには完了する予定です。

税務課関係ですが、6月23日から本年12月までの6カ月間の予定で、県からの派遣職員1名を税務課に配属しており、町税等の収納技術向上に努めてまいります。

住民生活課関係ですが、定額給付金の給付状況については、8月28日現在6,745世帯に総額3億5,457万2,000円を給付しており、給付件数は対象世帯全体の98.7%となっております。

次に、町と東日本電信電話株式会社秋田支店は、8月4日、災害復旧時の協力に関し協定を締結いたしました。この協定は、大規模地震及び台風、雪害等の災害発生に伴い、大規模な通信の途絶等が発生した場合、町の災害対策本部に社員を派遣し、情報の収集や伝達を行い、町と連携して迅速な復旧を図ることを目的とするものです。

次に、自主防災組織についてですが、116の行政区のうち、これまで62の行政区が組織を設立しております。今後、残る行政区の組織化に努めてまいります。

次に、美郷町総合防災訓練を8月28日、秋田県消防協会大仙市仙北市美郷町支部との共催

により、仙南庁舎周辺を会場に実施しました。訓練は防災関係機関と地域住民が協力して迅速かつ的確に行われ、防災体制の強化と防災意識の高揚が図られました。

福祉保健課関係ですが、子育て応援特別手当については、対象児童227人に対して既に支給を終えております。

なお、厳しい社会経済情勢が続いていることから、国は平成21年度補正予算で第1子の児童も含め、小学校就学前3年間に属する児童に対し、1人当たり3万6,000円を支給する子育て応援特別手当を実施することになりました。本町の対象児童は480人であり、今定例会に補正予算を計上いたしております。

農政課関係ですが、平成21年度の米の生産調整対策については、6月27日現在で転作実施面積1,922.6ヘクタール、達成率100.5%となっております。

また、今年度の転作の取り組みに交付される産地確立交付金、耕畜連携水田活用対策事業等の助成額については、8月12日に開催された美郷町水田農業推進協議会において、農家の皆様に既に提示している金額をおおむね交付できる見込みであることを確認しております。

青刈り等の二次確認は、8月20日から25日までの4日間で、関係団体及び推進員の協力を得て終了しております。なお、生産調整非協力者のうち、新たに1人が生産調整に協力する一方で、8人が非協力の意思表示をしており、関係団体による生産調整実施対策チームが6月下旬に59人の非協力農家を訪問して、再度協力を要請しております。

次に、町内の耕作放棄地を再生するため、美郷町地域担い手育成総合支援協議会が7月12日に開催され、農業団体が一体となって国の交付金を活用した新たな対策を実施することになりました。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてですが、仙北支部現地視察研修会が7月5日に開催され、管内優良組織の現地見学と活動組織の意見交換会を通して、事業内容や地域活動の連帯を再認識しております。

次に、農地集積加速化基盤整備事業による羽貫谷地地区圃場整備事業についてですが、7月9日に県より採択通知がありましたので、来年度からの面工事实施に向け円滑な事業推進に努めてまいります。

次に、相次ぐクマの出没についてですが、6月13日から8月29日まで町内で9件の目撃情報が寄せられ、8月29日早朝には、六郷東根字七滝地区において1頭を捕獲しております。特に被害は確認されておりませんが、今後も適切な対応に努めてまいります。

商工観光交流課関係ですが、ふるさと会については、千畑ふるさと会が会員90人、在京六郷会が会員221人の参加のもと、7月にそれぞれ東京都内で開催されております。

建設課関係ですが、6月以降の工事発注状況については、改良舗装工事として大坂善知鳥外川原線など3路線、舗装補修工事として千刈田・岩野町線など12路線を発注し、1億9,697万9,000円の発注額となっております。

また、交通安全対策工事として、本堂城回2号線歩道設置工事、町内一円の区画線設置工事など4件を発注し、964万5,000円の発注額となっております。

住宅関係では、小安門住宅の防水や塗装工事など3件を発注し、1,008万円の発注額となっております。

簡易水道関係では、六郷東部地区簡易水道事業管布設工事2件を発注し、7,381万5,000円の発注額となっております。

業務委託関係では、東西法寺線など20件の路線測量及び実施設計を発注し、3,460万2,000円の発注額となっているほか、六郷東部地区簡易水道事業の路線測量及び実施設計2件を687万7,000円で発注しております。

学務課関係ですが、町内の学校間交流については、夏季休業中に小学校5・6年生を対象に英語セミナーを、中学校3年生を対象に高校受験に向けての取り組み方などについて学習会をそれぞれ開催しております。

次に、全国学習状況調査についてですが、4月に実施された調査の結果が8月27日、国や県の平均と比較した町の平均という形で文部科学省から教育委員会に示されました。今後課題等について分析を進め、昨年に続き分析結果を町のホームページで公表してまいります。また、各学校での課題を分析し、教育相談等を通じて保護者に各学校の状況を伝え、学校と保護者が課題を共有し、速やかに指導方法の改善に取り組んでまいります。

次に、スポーツ関係についてですが、中学校総体では仙南中学校相撲部が団体で6年ぶりの全県優勝と東北優勝を果たすとともに、全国大会では決勝トーナメント進出など好成績をおさめております。また、陸上個人種目でも小学生、中学生ともに全国大会に出場しており、今後もスポーツ活動の向上に努めてまいります。

次に、4月以降の工事発注状況については、六郷中学校大規模改造工事3期分、仙南中学校笠木改修工事など総額6,778万1,000円の発注額となっております。

社会教育課関係ですが、成人式が8月15日、仙南公民館で開催され、新成人250人の参加の

もと厳粛に行われました。成人としての自覚と新たな誓いを胸に、今後より一層ご活躍されますことをご期待申し上げます。

次に、第44回全国都道府県対抗自転車競技大会が8月17・18日の両日、六郷自転車競技場で行われ、1都2府26県から140人の選手が出場して熱戦が繰り広げられました。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第4号 専決処分事項の報告についてですが、千畑中学校の野球部練習中に発生した事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分いたしましたのでご報告するものです。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてですが、本堂地区農業集落排水施設の落雷被害に伴う補正予算を専決処分したことについて、ご承認をいただくものです。

認定第1号 平成20年度美郷町一般会計決算認定についてですが、決算額は歳入118億6,652万4,000円、歳出117億3,522万2,000円で、歳入歳出差し引き1億3,130万2,000円です。

経常収支比率は89.2%で、19年度決算の91.4%に比べ2.2ポイント改善しました。今後も公共施設再編等の実施等により、引き続き経常経費の削減に向けた取り組みを継続してまいります。

また、公債費等による財政負担の度合いを判断する指標の実質公債費比率は18.3%となり、19年度決算の19.4%に比べ、1.1ポイント改善しました。今後も財政健全化に向けた取り組みを強化してまいります。

認定第2号 平成20年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてですが、歳入24億6,410万2,000円、歳出22億9,808万円で、歳入歳出差し引きは1億6,602万2,000円です。

認定第3号 平成20年度美郷町老人保健特別会計決算認定についてですが、歳入歳出ともに2億4,052万2,000円です。

認定第4号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定についてですが、歳入6億6,301万1,000円、歳出6億5,705万円で、歳入歳出差し引きは596万1,000円です。

認定第5号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてですが、歳入2億691万5,000円、歳出2億47万5,000円で、歳入歳出差し引きは644万円です。

認定第6号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてですが、歳入3億2,880万2,000円、歳出3億2,524万円で、歳入歳出差し引きは356万2,000円です。

認定第7号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてですが、歳入1

億6,109万6,000円、歳出1億6,086万2,000円で、歳入歳出差し引きは23万4,000円です。

議案第59号 字の区域の変更についてですが、県営経営体育成基盤整備事業の施行に伴い、整理後の区画に合わせて字界を変更したく、お諮りするものです。

議案第60号 財産の取得についてですが、道路維持車両の取得に係る契約についてお諮りするものです。

議案第61号から議案第64号及び議案第67号についてですが、美郷町公共施設再編計画に基づく条例の制定及び一部改正についてお諮りするものです。

議案第65号 美郷町地域雇用創出推進基金条例の制定についてですが、新たに同基金を設置することについて条例を制定したくお諮りするものです。

議案第66号 美郷町印紙等購入基金条例の制定についてですが、新たに同基金を設置することについて条例を制定したくお諮りするものです。

議案第68号 平成21年度美郷町一般会計補正予算第6号についてですが、公共施設再編に伴う施設設備の整備改修等に要する経費及び庁舎移転に要する経費の追加、堆肥センター機能強化工事の追加、印紙等購入基金設置に伴う繰出金の追加、子育て応援特別手当の追加、特産品開発等業務委託料の追加、道路新設改良工事の増額、防災行政無線施設整備工事の増額、六郷中学校エコ改修工事等の追加並びに雇用創出推進基金設置に伴う積立金の追加等による歳入歳出予算の増額についてお諮りするものです。

議案第69号 平成21年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてですが、平成20年度分の精算及び繰越金の額の確定に伴う歳入歳出予算の増額についてお諮りするものです。

議案第70号 平成21年度美郷町老人保健特別会計補正予算第1号についてですが、20年度分の精算に伴う歳入歳出予算の増額についてお諮りするものです。

議案第71号 平成21年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてですが、繰越金の額及び起債の元利償還金の額の確定に伴う歳入歳出予算の増減についてお諮りするものです。

議案第72号 平成21年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号についてですが、起債の増額並びに繰越金の額及び起債の元利償還金の額の確定に伴う歳入歳出予算の増減についてお諮りするものです。

議案第73号 平成21年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号についてですが、

起債の増額並びに繰越金の額及び起債の元利償還金の額の確定に伴う歳入歳出予算の増減についてお諮りするものです。

議案第74号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてですが、広域連合納付金の増額に伴う歳入歳出予算の増額についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては、各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。

---

### ◎一般質問

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第5、一般質問を行います。

今議会定例会での一般質問の通告者は3名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

---

### ◇高橋正治君

○議長（伊藤福章君） 最初に18番、高橋正治君の一般質問を許可いたします。高橋正治君、登壇願います。

（18番 高橋正治君 登壇）

○18番（高橋正治君） 通告に従いまして、2点ほど質問させていただきます。

まず最初は、あらしな公園ハウスの存続についてですけれども、平成4年、当時の六郷町荒川四ツ屋七滝地区に、農水省の村おこし事業の一環として美しい村づくり推進事業地区に、全国でたしか2カ所指定となり、最も美しい農村として折り紙つきで事業がスタートし、地域のコミュニティーの場はもちろんのこと、キャンプ場やグリーンツーリズム、スキー場や宿泊施設などの受け入れ、料理講習、花の森づくり、町のイベントの受け入れなど約15年の間、地域のよりどころとして、また活性化の一躍を担ってきたことはだれしもが認めるところです。

それが今回の公共施設の再編の対象となり、廃止する経緯となっておりますが、地域の本音としては何とかしてあらしな公園のハウスを残して、地域のやる気のある若者の芽を摘むようなことはしないでほしいというのがお願いのようでした。また、今社会的に言われている少子高齢化

や限界集落、また中山間地域などの暗いイメージの言葉が並ぶ中において、何とか地域を明るく、元気にしようとしている人たちに、もっと行政としても耳を傾け、積極的に協力対応していただきたい思いでいっぱいです。

また、地域において廃止や解体の話が出た後に集会を開き、あらしな公園ハウスを守る会を結成したという話も聞いております。

一議会人として、地元のやる気のある若者たちの芽を摘まないでほしいと思うし、いま一度地元の人たちとの話し合いをしていただきたい。町長の言う町づくりの思いと大意はないと思いますし、大いに町として協力すべきことではないかと思います。町ももっとかかわってもらい、今すぐできることから、例えば今業者委託をしている草刈り作業などは地元からやってもらうとか、いろいろあろうかと思えますけれども、あらしなハウスの解体予定が近々あるとしたら、解体予定価格に該当する費用の一部を分割補助しながら地元の人たちに管理委託を含め、しばらくの間様子を見ながら、町のイベント、特に学校交流などの会場など地元の協力をもらいながら真の美しい村づくりを目指し、いま一度テーブルについていただきたいと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

次に、松くい虫対策についてですが、近年、松枯れ病の発生が多く社会的な問題となっております。私の家の回りでも四、五本赤くなっております。先日、仏沢公園の森を見ましたら、三、四本くらい枯れているものを見ました。町ではそれを把握しているのかどうか、されているとしたら処理対策はしておるでしょうか。

仏沢公園はご存じのようにアカマツがあつてこそその風光明媚な観光地です。本数も多く、管理も大変だと思えますけれども、被害の少ないうちに早期発見し、重症にならないように対応をお願いしたいと思います。

四、五年放っておきますと、枯れ木ばかりになる恐れがあります。一たん壊れた自然を取り戻すことはできません。真剣な対応をお願いしたいと思います。町長の考えをお伺いします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、あらしな公園の存続についてですが、あらしな公園については、平成4年度から美しい村づくりモデル地区整備事業として整備されてきたことは議員ご指摘のとおりです。しかしながら、平成5年度からあらしな公園近接地、近隣地に六郷温泉あつたか山や、野外ステージ、コ

テージ、バンガロー、オートキャンプ場、テントデッキを整備するとともに、平成13年度にはグラウンドゴルフ場を整備するなど施設拡充を図ってきており、結果的にあらしな公園利用者が減少してきたのではないかと理解しております。

ちなみに、あらしな公園ハウスの平成20年度利用者は、町内1件、町外2件の合計3件。21年度は8月末現在、町内1件のみの状況です。

町では、こうした各施設の利用状況や設置状況等も踏まえながら、あらしな公園を含めた公共施設の今後について何度となく議会と意見交換をし、最終的にことし6月4日の議会全員協議会において共通認識と合意を持って、美郷町公共施設再編計画を策定したものと認識、理解しております。

一般的に現存する公共施設が廃止などされることに抵抗感のない方はいらっしゃらないだろうと思います。もちろん私もその1人です。しかしながら、時代とともに変化していく町民要望に町の体力をきちんと把握しながら、できる限りこたえ、さらに望ましい美郷の姿に近づけていくには現況を冷静に見据え、将来を俯瞰し、取り組むべきにはしっかりと取り組む覚悟が必要なものと存じます。それが未来に対する私たちの責任でもあると信じております。

そうした認識と責任のもと取り組んだのが町公共施設再編計画の策定でした。私はこうしたことについても議員各位とは共有しているものと理解しております。したがって、高橋議員におかれましても、あらしな公園も含めた公共施設に関するこれまでの議論の経過に改めてご認識を深めていただくとともに、合意を持って策定した町公共施設再編計画の円滑な実践に、どうかご協力をお願いいたします。

なお、あらしな公園ハウスについては築17年目になっておりますが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に当てはめると、もう数年程度は耐用年数が残っていると同時に、老朽化してきているとはいえ利用できない状況ではありませんので、あらしな公園ハウスの安全管理や維持管理について、自己責任と自己経費において引き受けてくださる地域や団体があるのであれば、国の示している財産処分の基準を踏まえて譲渡など対応可能な方策を検討してまいりたいと存じます。

次に、松くい虫対策についてですが、町内外から多くの方が訪れる仏沢公園には町の木でもあるアカマツが多く生育し、緑地広場やため池とともに水と森の豊かな景観を形成しており、皆さんの大切な憩いの場となっています。そのため、町としてもその管理には気を配っており、ことし春に実施した巡回によって発見した公園内の松くい虫被害木については伐倒燻蒸により適切に

処理してきております。

議員ご指摘の被害木については、その後発生したものと思われませんが、早速伐倒燻蒸による対応をまいります。

なお、仏沢公園の管理は現在、千畑ヘルス観光株式会社に管理委託しており、松枯れなどの被害木は見つけ次第関係課に連絡していただくこととしておりますが、今回のことを踏まえ、改めて定期的な巡回を強化してもらうとともに、連絡の徹底を指示いたします。

また、町では仏沢公園を初め一丈木公園、千屋松並木、山本公園など町有地における松くい虫対策として、今年度は昨年度を上回る約725万円を当初予算計上し、動力噴霧器による薬剤散布や薬剤の樹幹注入、被害木の伐倒燻蒸による適切な処理を推進するなど可能な限り被害の軽減に真剣に努めていることは議員も当初予算案審議を通じてご承知のことと存じます。

今後も継続防除の効果をかんがみ、国や県の補助事業なども活用しながら、幾世代にもわたって受け継がれてきている大切な財産を守る認識で適切に防除等を実施してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 18番、再質問ありますか。18番、高橋正治君の再質問を許可します。

○18番（高橋正治君） 予算や補助金などの減額ということで、いろいろ町も工面しているのは重々わかっておりますし、それにしても今回の私の質問は、七滝地区に呼び出されているいろいろ話を聞いたところによりますと、町からの説明がなかったとは言わないけれども、ほとんど地元には伝わっていないというのが一番の理由のようでしたけれども、後で聞いてみますと代表者1人だけは知っていたんですけれども、ほかの人はだれも知らなかったと、そういうようなところから今回の質問が出たんですけれども、どうか地域の人方といま一度お話し合いをしていただければ、先ほどの町長の答弁にあったように、少なくともあらしなハウスの方の管理委託とか、そういう話し合いをしていただければ幸いです。

なお、松くい虫についても壮大な本数ですので、それが私たちが毎日見ているわけですが、一番目につくところですので、どうか早期発見ということで私たちも気をつけておりますので、町としてもどうかよろしくお願ひし、答弁を終わらせていただきます。質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤福章君） 答弁は必要ですか。（「いいです」の声あり）

これで18番、高橋正治君の一般質問を終わります。

◇深澤 均 君

○議長（伊藤福章君） 次に、8番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（8番 深澤 均君 登壇）

○8番（深澤 均君） 通告に従い質問をさせていただきます。

道路の除草剤散布についてでございます。

先日、ある高齢者の方から「道路に除草剤をふらないでほしい」という話を聞きました。「なぜ」と聞きますと、「除草剤をふると道路の肩がなくなり、端に寄ったときによく目が見えないので怖い」ということでした。そこは河川の土手と道路を兼用しているところで、一部除草剤散布されたそこだけがやせ細った状況でありました。その話を聞いてから、そういう目で町内を見て、多くの箇所でも除草剤散布による道路肩の流出が見られます。ひどいところではアスファルトが割れ、道路が欠け始めているところも見受けられます。

このような状況、今の農家の高齢化などを考えますと、これからますますふえ続けると思われますが、公道への除草剤散布についてルールづくり、あるいは啓蒙などの必要性はないのか町としての対応を伺います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

道路への除草剤散布についてですが、美郷町の町道については1級、2級、その他町道合わせ約1,057キロメートルに及んでおります。そのため道路路肩やのり面、水路など閑地の草刈りにについては急傾斜地などを一部を除き、これまで隣接する農地等の所有者が相互扶助の精神のもと地域の慣習として実施、ご協力をいただいております。

除草の方法については機械、または除草剤による方法がありますが、除草剤の使用は議員ご指摘のように路肩道流出なども心配される場所です。しかし、そうしたリスクを回避するため、仮に除草剤使用に制約を設けた場合、手間がかかることになり、従前同様のご協力をいただけるかどうか不安なところもあります。もし、その結果として町が機械による草刈りをすべてで実施することになれば、物理的にも経費的にも対応できない結果になるだろうと存じます。

したがって、町としては地域の環境は地域で守ってもらう観点で、今後とも皆さんの自主的なご協力と対応をお願いしなければならないものと考えております。そのため除草剤使用そのもの

については農薬の使用基準等を踏まえた適切な使用について意識喚起をしておりますが、のり面等への除草剤使用のルールづくりについては非常に困難で、除草作業にご協力いただいている地域の方々の自発的判断に委ねざるを得ないものと考えております。

なお、路肩道路の破損等については、今後も通常の維持補修の範囲で対応してまいりますので、そうした状況にあった場合はどうかご連絡をお願いしたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 8番、深澤 均君再質問ありますか。再質問を許可いたします。

○8番（深澤 均君） 私が要望している内容の一つには、除草剤散布、除草剤といっても様々な除草剤が今あるわけでありますので、例えば肩の流出をされているところは、根まで枯らす除草剤散布をされているところだと思っております。そういうことで、できれば雑草の根まで枯らさないような除草剤散布を啓蒙、啓発するとか、そういうような活動はできないものなのか。

そしてまた、これは見てわかるように除草剤散布をする方としない方とでは、いつも同じ方が除草剤散布をするわけで、その部分が極端に、何て言うか除草剤の影響がもろに出てくる特徴がございます。そういうことを踏まえて規制とルールづくりは今、町長難しいということでありましたけれども、その啓蒙、啓発はできると思っていますので、そこら辺のところは行えないものなのか、そこら辺を再度伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 先ほどの答弁の中で、農薬の使用基準等を踏まえた適切な使用について意識啓発するというふうに申しましたが、具体的に申しますと、除草剤の種類によって違いがあることは議員ご指摘のとおりですので、そういったことも含めた適切な使用について意識啓蒙をするということでご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 8番、深澤 均君、再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これで、8番、深澤 均君の一般質問を終わります。

---

#### ◇鈴木 一 君

○議長（伊藤福章君） 次に、1番、鈴木 一君の一般質問を許可いたします。鈴木 一君、登壇願います。

（1番 鈴木 一君 登壇）

○1番（鈴木 一君） おはようございます。

私は今回の一般質問が最後の一般質問なので、どうかよろしくお願いします。

1点だけでお願いします。民生委員の役割についてということでございますけれども、これはありふれた問題だと思います。

私のところへ電話がありまして、低い声で「お願いがあります」ということがありました。要件は町に生活保護をお願いしたいという要件でありました。その理由は病気で働くことができないということでありましたけれども、私は相談員でも身障者の方なので、それは違うよと、そのことについては町の民生委員が相談に乗るのではないかなと、こう私は考えましたので、その民生委員の電話、あるいは住所を教えてやりました。そしてよく相談して、民生委員から協力ももらいなさいということで電話を打ち切ったわけですが、その後私は民生委員としばらくの間たってから会いましたので、民生委員に確認したところ、「ずっと前の電話どうなったのか」と言ったら「いや、電話しましたよ」と。「どういうふうにしたの」と言ったら、「役場の福祉保健課に行って、よく相談してください」ということであつたと。それではちょっとおかしいんじゃないかと。民生委員たる者はもっと親切に、調査なりいろんなことを含めながら、いろんな手続をしてるのが民生委員の役割ではないのかなと私はそう思いまして、いろいろ自分なりに考えましたけれども、あるいは本人はそれで満足したのかわかりませんが、この前いろんなところに行って、その本人にも会いましたけれども、その後どうなったのかなと言ったら、「まあまあ、うちにいる」ということでありました。

普通であれば、民生委員が1カ月に1回回るとかして、寝てる人、あるいはひとり者とか、そういうところを手続するのが当たり前の役割ではないのかなと、こう思っております。私も18年間行政に携わりましたけれども、こういう電話は初めてでございます。普通であれば道路とか、あそこのだれとか、そういうことですが、民生委員の役割について私もそこに関与するということは、ちょっと不可能ではないかと。そのことについて、きょう町長からプライバシーの問題があると思っておりますけれども、私の考えとしては、もっと丁寧に民生委員、介護の方より相談に乗っていただきたくて、今日最後かわからないですけれども質問をしたわけですので、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

民生委員の役割についてですが、議員もご存じのとおり民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された委員であり、また同法第1条に規定されているとおり、社会奉仕の精神を

持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを目的とする委員です。

町では現在68人の民生委員がいらっしゃいますが、1人当たり平均約100世帯を担当しており、その相談件数は平成20年度で約2,400件、内容については子育てや教育に関すること、高齢者や障害者の福祉に関すること、健康や介護保険、医療保険に関すること、雇用や仕事先に関すること、家族関係や生活環境に関することなど非常に多岐にわたっているところです。民生委員においては、これらの相談を一たん受けとめ、内容によって町や町社会福祉協議会等の関係機関に引き継いだり、みずからの技量や裁量によって解決したり、事例に応じた対応をさせていただいているものと評価しているところです。

議員ご指摘のこのたびの事例については、生活保護に関する事例のようですが、生活保護法第19条の規定により、保護の決定は町役場を通じ県福祉事務所が実施するものであること、また生活保護制度における民生委員の役割が、同法22条の規定により市町村長や福祉事務所の事務の遂行に協力することであることなどから、当該民生委員は生活保護の適用を希望する相談者に不要な時間や手間をかけさせたくないなど、相談者への配慮から直接役場に行くよう指示したものと考えております。

しかしながら、民生委員法第14条に基づく職務については、住民各位から十分にご理解いただける活動にならなければならないものと存じますので、改めて次回の民生委員の定例会において適切な対応について意識喚起するとともに、各種研修機会を通じ職務遂行のためのスキルアップに努めていただくよう伝えてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 1番、鈴木 一君、再質問ありますか。

○1番（鈴木 一君） 質問じゃありませんけども、最後にお問い合わせということで、これからは大変景気の低迷でこういう人たちが大変出てくると思います。そのところいろいろな法的でできないということは重々わかりますけれども、やはり生活保護という口に出す本人は大変な苦労だと思って私に電話を入れたと思います。これはわかりませんが、私の想像ですけれども、いろいろな金融関係その他もろもろがとめられたということで電話を入れたと思いますので、今後もしなければ幸いですけれども、もしあったら柔らかに相談に乗って、いろいろな公共施設もありますけれども、こういうこともひとつ身近に相談にのっていただきたいと思います。終わります。

○議長（伊藤福章君） これで、1番、鈴木 一君の一般質問を終わります。

これにて、10分間休憩いたします。

(午前11時01分)

(午前11時11分)

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第6、報告第4号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（伊藤福章君） 報告の内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼総合サービス課長（小原正彦君） それでは、報告第4号 専決処分事項の報告についてご説明いたします。

2ページ、専決処分書をごらんいただきたいと思います。

事故の概要ですが、平成21年6月2日、千畑中学校グラウンドにおいて、千畑中野球部員が練習中、ちょうど走行中の自動車ドアミラーに打球を当て、左側ドアのガラスとドアミラーを壊したものです。相手方は \_\_\_\_\_ でございます。

平成21年7月17日に、3の損害賠償額及び和解の要旨記載のとおり示談が成立してございます。損害賠償については保険で対応しております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで報告第4号の説明が終わりました。

◎承認第5号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第7、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（伊藤福章君） 議案の内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 承認第5号についてご説明いたします。

4 ページ、専決処分書をお願いいたします。

平成21年7月17日付で専決処分しました農業集落排水事業特別会計補正予算第3号について、専決処分書のとおり処分しましたので報告し、承認を得るものでございます。

補正第3号につきましては、本堂地区の農業集落排水処理上のシーケンサ、これは汚水処理の工程を自動的に行うため、各装置に指示を与えるシステムであります。これが7月9日夜から10日未明に発生した雷の影響によりまして、システムに異常が生じ制御不能になりました。このため、シーケンサの修繕を早急に実施する必要があったためでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出の1款2項1目の15節は、シーケンサの改修及び入れかえのための工事費です。13節の委託料につきましては、シーケンサ入れかえ工事までの間、人為的な操作が必要となるため、その委託料でございます。

9 ページ、歳入をお願いいたします。

6款3項1目の雑入ですが、今回の事例では全国自治協会建物災害共済の対象となるため、保険料受入金を財源としております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで承認第5号の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第1号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第8、認定第1号 平成20年度美郷町一般会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 歳入から款ごとに説明を求めますが、説明はすべて簡潔にお願いします。

それでは、歳入1款町税について、税務課長から説明を求めます。

○税務課長（小原隆昇君） 決算書9ページでございます。町税についてご説明をいたします。

町税全体の収入済額は15億1,785万2,011円となっており、収納率は93.39%となっております。

不納欠損額は、個人町民税、固定資産税の繰越分で97件、785万1,520円となっております。内訳は、生活保護法の適用を受け、納付能力がないもの5件。所在不明であり財産がないもの2件。滞納者が死亡し、相続人に納付能力がないものが5件。納付能力がなく、滞納処分の執行停止後3年を経過したものが11件。競売の終結により財産がなくなり、納付能力がないもの3件。滞納

処分可能な財産等を持たないものが71件となっております。

1 款 1 項町民税のうち、個人町民税の収入済額は 5 億5,283万5,703円で、前年度より380万円ほどの増となっております。

2 目法人につきましては、20年度後半の経済情勢の変化により、前年度より563万円減の5,124万7,000円の収入済額となっております。

2 項 1 目固定資産税につきましては、7 億5,591万8,422円の収入済額となっており、前年度より324万円ほど増加しております。土地における負担調整、家屋の新築分による増加となっております。

次のページに移りまして、2 目国有資産所在市町村等交付金につきましては、備考欄記載のとおり3カ所からの収入となっております。

3 項軽自動車税は5,319万8,280円の収入済額となっており、登録台数の増加により65万円ほど増加しております。

4 項町たばこ税につきましては、申告納入による実績となっておりますが、たばこ消費の減少により、前年度より499万円ほど減少しております。

5 項特別土地保有税につきましては、収入はございませんでした。

11ページに移りまして、6 項入湯税は町内3施設、9,662人分、144万9,300円の収入済額となっております。前年度より15万8,000円ほど減少しております。以上です。

○議長（伊藤福章君） 次に、歳入2款地方譲与税から歳入20款町債まで、企画財政課長からの説明を求めます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 11ページの2款地方譲与税から、15ページ、10款交通安全対策特別交付金までを一括し、説明させていただきます。

2 款から10款までは予算と同額の調定、収入となっております。

15ページの9 款、地方交付税の普通交付税でございますが、平成19年度と比較し1 億6,781万5,000円、3.3%の増額となっております。これは20年度、新たに特別枠として地方再生対策費が創設されたことによるものでございます。

また、地方交付税を除いた譲与税の合計は、平成19年度と比較し4.9%の減額となっております。これは経済の低迷により消費が伸びなかったことが理由と考えております。

次の11款からは予算額に対しまして調定と収入が大きく違っている、または収入未済額のある箇所、備考欄の説明ではわかりづらい箇所などを中心に款ごとに説明させていただきます。なお、

収入未済額が昨年より残念ながら増加しておりますが、経済情勢や雇用状況の悪化が原因と思われる生活困窮の増加が要因であります。

それでは、まず11款分担金及び負担金です。15ページの最後の欄をお願いします。

1項1目2節保育料負担金の収入未済額ですが、未納者11人となっております。不納欠損額13万5,000円ですが、2人分でございます、資力・財力・財産のない者が1人、所在不明者が1人です。

次に、12款使用料及び手数料です。18ページ、6目1節住宅使用料の収入未済額、この欄でございますが、17人の未納となっております。7目1節幼稚園使用料の収入未済額ですが、7人の未納となっております。

次に、13款国庫支出金です。23ページをお願いします。

7目3節定額給付金事業補助金ですが、予算額に対して調定収入額が3億900万ほど減額となっておりますが、これは町で給付した20年度分の定額給付金に対する国からの補助金が翌年度に交付されたことと、残額を繰越明許としたことによるものでございます。

次に、14款県支出金です。24ページの下段でございます。

2目1節総務費補助金の合併市町村特例交付金ですが、16年度から5カ年交付となっており、今回の20年度で終了となるものでございます。

27ページ、6目3節社会教育費補助金ですが172万円ほどの増となっております。これは学友館資料調査と図書データの入力事業が秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金の対象となったためでございます。

次に、15款財産収入でございます。

31ページ、2項2目1節物品売り払い収入ですが、これは除雪ドーザー、トラック、建設廃材を売り払ったものでございます。競り売りしたものでございます。

次の32ページの上段です。3目1節生産物売り払い収入ですが、ラベンダーの摘み取り料と美郷の大地の売り払いが品物でございます。なお、予算額に対しまして収入が減額となっておりますが、これは秋田杉間伐収入が翌年度に入金になったためでございます。

次に、16款寄附金です。一般寄附金は3件で、ふるさと美郷応援基寄附金は15件ございました。

次に、17款繰入金です。33ページの上段です。

1目財政調整基金繰入金ですが、これは当初予算編成時の事業の財源として充当してございま

す。

2目の特別投入事業基金繰入金は、国に返還する国庫負担金分を基金により繰り入れしたものでございます。

3目の百目木地区処分場基金繰入金は、処分場整地工事と水質調査分析手数料の財源として充当しております。

次に、18款繰越金です。これは前年度繰越金でございます。

次に、19款諸収入です。34ページをお願いします。

34ページの3項1目1節奨学資金貸付金元利収入ですが、未納者は12人となっております。

また、2目1節高齢者住宅整備資金貸付金元利収入の未納者は6人となっております。

37ページの5項1目弁償金ですが、これは原動機付自転車、小型特殊自動車の標識の紛失による弁償金でございます。

5項3目給食費事業収入ですが、学校給食分の未納者が35人、一時保育給食分の未納者が2人です。

4目過年度収入の国庫支出金、県支出金ですが、いずれも保育所運営費負担金と児童手当の過年度分であります。

38ページの5目雑入をお願いします。

まず、収入未済額の内訳ですが、放課後児童健全育成事業保護者負担金が3万2,000円で4人の未納者、一時保育利用料が5万200円で3人の未納者となっております。

次に、備考欄の額の大きいものを説明いたします。説明欄、備考欄の上段から9番目でございますけれども、秋田県市町村振興協会交付金、これは宝くじの売り上げ金を原資といたしまして、市町村振興のために交付されるもので、県の助成総額が増加したことによりまして予算より870万ほど増額となっております。

それから四つ下の日本宝くじ協会各種施設補助金、これは後三年スキー場簡易リフト整備に対する助成でございます。

次の、後期高齢者検診事業補助金ですが、後期高齢者への基本検診に要する広域連合の負担金でございます。

次の、周辺環境整備負担金ですが、これはサテライト六郷の売上金0.5%分になります。

それから三つ下の地域活性化センター交付金は、地販地消推進事業への交付金でございます。

それから二つ下の総合検診料ですが、検診時における自己負担分で、実績により90万円ほど減

額となっております。

次のページ、35ページの最初であります秋田県後期高齢者医療広域連合納付金461万6,189円と、真ん中ほどでございますが大仙美郷介護福祉組合納付金897万2,287円については、派遣職員の人件費分が額の確定をもって納付されたもので、全額が増となっております。

同じく真ん中ほどの過誤払い返戻金ですが、社会保険加入者の福祉高額医療費返戻金が主なものでございます。

下から6番目にある雑入ですが、圃場整備のソフト事業に係る返還金、光ケーブル移設補償金、秋田県市町村職員互助会からの職員研修に対する補助金でございます。それらでございます。

次に、20款町債でございます。

1項1目1節振興基金造成事業債ですが、合併特例債と県の振興資金が内訳でございまして、この財源を利用し2億円を振興基金に積み立てしてございまして、基金残高は14億円となっております。

41ページをお願いします。7目臨時財政対策債ですが、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして発行した地方債などで償還に要する費用は、後年度の地方交付税で全額措置されるものでございます。その他の町債につきましては、予算どおりの収入となっております。

最後になります、41ページが一番下の合計欄でございます。

予算総額123億1,988万6,663円に対しまして、調定額119億8,331万3,492円、収入済額118億6,652万3,616円、不納欠損額798万6,520円、収入未済額1億880万3,356円となります。以上で歳入の説明を終わります。

○議長（伊藤福章君） これで歳入の説明を終わります。

次に、歳出の説明を求めます。

歳出1款議会費、2款総務費について、総務課長から順次説明を求めます。

○総務課長兼総合サービス課長（小原正彦君） それでは、42ページでございます。

1款1項1目議会費でございますが、こちらは議員活動、議会活動、議会運営に関する経費と、事務局職員の人件費等が主なものでございます。それぞれ実績によるものでございます。

同じく2目議会広報費でございますが、こちらは議会報と議会だよりの発行に要する経費で、それぞれ4回の発行の実績によるものでございます。

次に、2款1項1目、ページは43ページから46ページにかけてでございますが、一般管理費で

ございます。こちらは職員の人件費、福利厚生費を初め通常業務遂行に要する経費、それから管理費経費、職員研修の経費のほか行政区機能再編事業として行政協力委員の経費、それから住みよい地域づくり交付金、地域づくり事業の実施をしてございます。それから地域コミュニティー事業としまして、六郷中央公園、金西谷地中公園へのすべり台、15節でございますが、を設置してございます。

それから18節では、レクレーション用具の購入を実施しております。

このほか19節自治会等での活動助成としての活力ある地域づくり交付金を実施してございます。

また、22節でございますが、こちらはモーター類似旅館新築等不同意処分取り消し等請求事件の賠償金及び訴訟費用を支出してございます。

次に、2目の行政推進費でございます。こちらは行政経営プラン推進のための目標管理制度の実施経費、それからISO14001の認証の更新費用、協働参画のまちづくり事業としてコーディネーター3人の養成と、活動拠点施設「みさぽーと」の開設準備のための備品購入等を実施してございます。

それから、次の3目文書広報費でございますが、こちらは町広報とお知らせ版の発行に要する経費で実績によるものでございます。

○会計管理者兼出納室長（坂本昇一君） 次の4目会計管理費は、人件費がその主な内容であります。

○総務課長兼総合サービス課長（小原正彦君） 次の47ページ、48ページの財産管理費でございますが、こちらは3庁舎の庁舎維持費、それから公用車維持費など維持管理経費と、それから13節にございます千屋並木の剪定管理、それから町有林、大平地区、湯尻地区、合わせて7ヘクタールの保育事業等々の実施をした経費が主なものでございます。

次に、6目の企画費の総務関係分でございますが、50ページをごらんいただきたいと思います。

交通対策事業としまして、予約制乗り合いタクシーの試験運行の経費、それから生活バス路線維持のための補助金、それから飯詰駅管理の経費等を実施してございます。

それから、男女共同参画社会推進事業として住民懇話会、男の料理教室出前講座等を実施した経費を計上してございます。以上でございます。

○商工観光交流課長（小林宏和君） 続きまして、商工観光交流課関係でございます。

東京都大田区でのイベント参加によりまして、町紹介や物販交流を継続しております。それから茨城県つくば市との水・環境・歴史学習交流におきまして、児童の相互交流を実施してござい

す。有した経費につきましては19節地域間交流会への補助金で支出してございます。以上です。

○企画財政課長（高橋 薫君） 企画財政課関係でございますが、ふるさと美郷応援寄附金の推進に係る経費を支出してございます。寄附をいただいた件数は15件、総額120万5,000円でございます。

次の7目電子計算費でございますが、電子システムのネットワークシステムの維持管理に努めたほか、情報システムの強化費として耐用年数に達してございましたパソコン50台とサーバー1台を更新し、事業の効率に努めてございます。以上です。

○住民生活課長（高橋 潔君） 続きまして8ページ、交通安全対策費でございます。すみません、8目でございます。訂正いたします。8目の交通安全対策費でございます。52ページでございます。

交通指導隊の報酬、費用弁償、交通安全関係団体の補助金の支出でございます。

15節は、カーブミラー等の設置工事費であります。18節は、交通指導車1台を更新しております。続きまして、53ページの防犯対策費でございます。防犯指導隊の報酬、費用弁償、防犯協会等の補助金、それと防犯灯の電気料や玉切れ等の修繕料の支出でございます。

続きまして10目の諸費でございますが、備考欄の記載のとおり会費補助金等でございます。以上であります。

○総務課長兼総合サービス課長（小原正彦君） 続きまして54ページ、12目の地域活性化生活対策臨時交付金事業費でございますが、こちらは昨年3月補正をしたものでございます。全額繰越明許費ということで、平成21年度に繰り越してございます。以上でございます。

○住民生活課長（高橋 潔君） 続きまして13目、定額給付金事業費でございます。この事業は、景気後退下で消費をふやし、景気を下支えする経済効果を図るものでございまして、全額国から補助金が交付され実施したものでございます。3節から14節までは事務にかかわる経費でございます。19節は給付金でございます。5,528世帯に給付してございまして、給付案内した世帯の80.8%となっております。3月17日からの申請を受けまして、6カ月間の申請期間となっておりますので、平成20年度の執行残は全額平成21年度に繰り越させていただきます。給付並びに事務の執行を行います。以上です。

○税務課長（小原隆昇君） 2項徴税费1目税務総務費ですが、職員人件費のほか事務執行にかかわる経費でございます。

次のページにまいりまして、2目賦課徴収費につきましては、納税通知書等の印刷経費、法改

正に対応するための電算プログラム修正委託、申告相談に係る電算借り上げ料等賦課徴収に係る経費、また納税貯蓄組合への補助金が主なものでございます。以上です。

○住民生活課長（高橋 潔君） 3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、主なものは職員の  
人件費、戸籍及び住民基本台帳にかかわるコンピューター等の機械機器の保守料と借り上げ料で  
ございます。以上であります。

○総務課長兼総合サービス課長（小原正彦君） 58ページ、4項1目でございます。こちらは選挙  
管理委員会経費でございます。

2目選挙啓発費、こちらは選挙啓発に要する経費でございます。

3目から61ページの6目までは、それぞれの選挙に係る経費でございます。いずれも実績によ  
るものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 5項統計調査費ですが、1目からは事務的な経費を、2目からは  
工業統計、学校基本調査、住宅土地統計、経済生産等の経費を支出してございます。

○総務課長兼総合サービス課長（小原正彦君） 62ページをお願いします。

6項1目監査委員費でございますが、こちらは監査委員に係る経費、監査等に関する事務経費  
を支出してございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 次に、3款民生費について、福祉保健課長から順次説明を求めます。

○福祉保健課長（右谷康一君） それでは62ページ、3款1項1目社会福祉総務費からご説明いた  
します。

社会福祉総務費ですが、民生委員の推薦会の開催、献血事業による安全な献血の確保と安定供  
給を図ったほか、地域で活動して下さっています福祉団体に対する補助金を通じ、地域福祉活  
動の推進と強化を図りました。献血事業や団体助成の内容につきましては、事業概要書23ページ  
から28ページにございます。

19節の不用額につきましては、ボランティア推進活動、20年は暖冬ということで需要が減った  
ため除雪ボランティア経費の給付実績に伴う精算によってこのようになりました。1目につい  
ては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

次は64ページ、2目の障害者福祉でございます。障害者自立支援法に基づきまして障害者の自  
立した生活、社会参加の促進を図り、障害者福祉の向上のために各事業を実施してござい  
ます。

主な事業といたしましては、障害者サービス利用のための障害程度区分の認定審査、支給に関  
する業務、自立支給支援給付、さらには相談支援業務や日常生活用具給付事業といった地域生活

支援事業などを実施してございます。また、20年度には平成21年度から23年までの第2期の障害福祉計画を作成いたしました。

1節につきましては、自立支援協議会委員報酬の不用額でございます。

また19節の不用額につきましては、地域生活支援事業、任意事業であります。自動車運転免許取得費の助成事業、これは執行がございませんでした。

それから20節、扶助費の不用額は生活介護や短期入所などの介護給付の新規利用者が少なかつたためでございます。また、ほかにこの節では町の単独事業といたしまして、透析のための通院に必要な障害者30名に対しまして通院費用も助成して、交通費の負担軽減も図っておるところでございます。

23節は前年の障害者自立支援給付費負担金の精算によるものでございます。

次に、3目高齢者福祉費でございます。主な事業といたしましては、平成21年、老人福祉計画を作成してございます。1節はその老人福祉計画の策定委員の報酬でございます。

次は66ページになりますけれども、8節は敬老会や金婚式を祝う会の開催、長寿祝い金の支給、13節は要介護状態にならないための予防事業や、地域での自立を支援する緊急通報装置つきのふれあい安心電話の設置、配食サービス、生きがい活動としての通所サービス事業などを実施いたしました。

67ページの15節では、老人福祉施設であります清水苑の給排水、下水道接続工事、19節では、広域で運営する介護保険事業の負担金、おおよそ2億8,000万円。それから六郷仙南福祉会の特別養護老人ホーム建設費償還金2,100万円。また、大仙美郷介護福祉組合の負担金5,000万円を支出いたしまして、介護が必要となった高齢者に対し必要なサービスを提供するとともに、家族などの介護負担の軽減をも図っております。

そのほか、20節扶助費では実績はございませんでした。針・灸マッサージの施術券の交付や温泉券交付などにより健康増進事業などいろいろな事業を組み合わせながら、高齢者が地域において健康な生活を送るための支援や生きがいづくり、要介護者を抱える家族への支援、また広域への介護保険事業などを実施してございます。この間の事業ごとの利用者、事業の細かい概要につきましては、事業概要書の32ページから54ページにございます。

主な不用額といたしましては、8節長寿祝い金に不用額が生じてございます。また12節の役務費につきましては、介護保険法による地域支援事業として広域から受託している特定高齢者把握事業の通信運搬費に不用額がございます。

それから13節の委託料ですが、シルバー人材センターに事業委託しております独居老人、高齢者世帯への軽微な修繕、もしくは除雪などを実施してございます軽度生活援助事業に実績により160万ほどの不用額が生じております。

また、20節扶助費におきましても、針・灸マッサージの施術費の助成にも実績により100万ほどの不用額が生じてございます。

続きまして68ページになりますが、医療給付費でございます。福祉医療関係の事務費や医療費、それから後期高齢者医療特別会計、老人保健、国民健康保険特別会計への繰出金支出が主なものでございます。町が行う医療保険制度の安定的な運営と、乳幼児もしくは障害者などの福祉医療対象者への自己負担分の給付により、皆さんの健康の保持と生活の安全を図ったものでございます。

13節委託料では205万円が繰越明許となっております。これは後期高齢者医療電算システムの開発が遅れまして、年内完了が見込めなくなったため繰越明許としたものでございます。

13節委託料は老人保健、後期高齢者医療にかかわる医療費通知や電算処理などの事務事業の委託料でございます。主な不用額であります。20節扶助費では福祉医療の実績によるものでございますが町拡大大分、それから県の制度とも実績を3%ほど、額にいたしまして1,400万円ほどの不用額が生じてございます。

それから28節の繰出金でございますが、老人保健で約8,000万円が不用額となっております。老人保健については特別会計への医療費実績による前年度の精算が確定いたしましたので、今議会に支払い基金、県・国への返還のための補正をお願いしておりますのでございます。以上です。

続いて3款2項1目児童福祉総務費、69ページでございます。ここでは幼児養護児童対策地域協議会の委員の報酬のほか、国庫児童館事業を行い、要保護児童への早期の支援による深刻な事態になることへの防止と児童の健全育成を図っております。事業の実施状況につきましては、児童館事業につきましては概要書の56ページ、児童相談活動につきましては57ページに記載してございます。

なお、昨年中の児童相談の主な内容と相談者数でございますが、虐待やその恐れがあると思われる人が5人、性格や行動に関する相談が5人、言葉の発達に関する相談が4人、延べで相談者数は35人となっております。虐待やその恐れのある相談につきましては、内容はすべて身体的な虐待となっております。これらのケースにつきましては県の南児童相談所、もしくは福祉事務所、また地域の民生児童委員の方々と連携を図りながら対応しておりますのでございます。

1目につきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

2目児童手当でございますが、出生順位にかかわらず3歳未満の児童に対する手当額が一律1万円、3歳から12歳の第1子、第2子に対して5,000円、第3子以降につきましては1万円を支給しており、前年度決算と比較いたしまして150万、ほぼ1%の減となっております。

次に、3目ひとり親家庭福祉費でございます。ひとり親家庭に対する支援で、小学校卒業者に対して激励金を差し上げておるところでございます。

それから4目の児童福祉施設費の中ですが、もとだて児童館関係の施設管理費がございます。電気、水道などの使用料、消防施設費などの法定点検等の施設管理費が83万8,000円ほど支出しております。また、指導員賃金として72万3,000円ほどの支出がございました。以上です。

○**幼児教育課長（草薙正子君）** 4目の幼児教育課関係ですが、町内三つの保育園の運営費であります。人件費が大部分を占めております。

ほかに主なものは11節の給食賄い材料費、13節の給食調理業務委託料、保育業務委託料などですが、保育業務委託料では17名について大仙市と横手市に広域入所の委託をしております。

72ページの15節では、六郷保育園の屋根塗装工事、アスベスト除去工事、千畑保育園の駐車場区画線工事を実施しました。不用額の多いものは11節の燃料費と光熱水費、13節の除雪作業委託料ですが、いずれも暖冬の影響によるものです。これら経費の支出により、保育が必要なすべての児童に対して安全で質の高い保育を実施することができました。

73ページをお願いいたします。

5目は子育て支援にかかわる経費ですが、ここでも人件費が大半を占めております。ほかに主な11節の食糧費、これは放課後児童クラブのおやつ代です。20節では0歳児に対する乳児養育支援金を296人に支給いたしました。これら経費の支出により、在宅で保育に当たる保護者や児童に対する子育て広場の開催、また一時保育、延長保育による支援、それに放課後保護者が不在の小学校低学年の児童には健全育成のための適切な遊びや生活の場を提供いたしました。以上です。

○**福祉保健課長（右谷康一君）** 続いて、6目の子育て応援特別手当でございます。

幼児教育への子育て負担を軽減する観点から、不況下の子供子育て世代支援対策といたしまして、平成20年度緊急措置として実施したものでございます。小学校就学前3年間に属する児童209名に対しまして、1人当たり3万6,000円を支給いたしました。

また、年度内未申請者40名につきましては、事務費を加えた170万5,043円を繰越明許費として処理しております。

○住民生活課長（高橋 潔君） 3項1目国民年金事務費でございます。国民年金事務にかかわる事務の支出でございます。

続きまして、4項1目災害対策費でございます。火災による罹災世帯に対する見舞金4件分があります。以上であります。

○議長（伊藤福章君） これにて、昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時58分）

---

（午後 1時00分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

○議長（伊藤福章君） 4款に入る前に、3款で福祉保健課長より説明の訂正をしたい申し出がありますので、許可します。福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 午前中に説明いたしました3款1項4目医療給付費の中で、ページ数は69ページになります。

28節繰入金でございます。老人保健絡みで約8,000万円の不用額と私説明いたしましたけれども、800万円の間違いでございます。訂正させていただきます。

○議長（伊藤福章君） 次に、4款衛生費について、福祉保健課長から順次説明を求めます。

○福祉保健課長（右谷康一君） 4款1項1目保健衛生総務費でございます。

主な支出は保健センターの管理費、健康づくりや生活習慣改善事業、食育事業、心の健康づくり事業等に要する経費でございます。疾病と生活習慣の関係とか心の健康などについて周知を図り、住民がみずから健康管理能力を高めまして、健康的な生活が送られるよう事業を実施してございます。

また、20年には食育と食生活改善を推進すべく食育推進計画を策定したところでございます。この主な不用額といたしましては、11節需要費につきましては保健センターの灯油などの燃料費の実績によるものでございます。

また15節の工事請負費は予備費を流用いたしまして、千畑保健センターの自動ドアを取りかえてございます。そのほかにつきましてもほぼ予算どおりの執行がなされているところでございます。

77ページになりますけれども、2目の予防費でございますが、事業概要では70ページ以降になります。ここでは高齢者の医療確保に関する法律、予防接種法に基づき特定検診や保健指導、乳幼児検診、妊婦健診、予防接種などを行いまして住民の健康の維持増進と医療費の適正化に努めてございます。

主な不用額でございますが、13節委託料では特定検診の初年度と重なりまして、検診実績が見込みを下回ったことにより不用額がございます。また、乳がん・子宮がんといった婦人科の検診の受診率が低下傾向でございます。そのため広報や健康教育活動等を通じ受診率の向上にも努めておるところでございますが、早期発見、早期治療を奨励いたしまして、また事後指導、保健指導にも力を入れていきたいと考えておるところでございます。

それから、14節でございます。乳児検診などで医師の送迎用タクシーの借り上げ料でございますが、自家用で来られる医師の方がほとんどでございますので、その分不用額が生じてございます。

20節扶助費につきましては、未熟児に対する三種混合、BCGなどの予防接種扶助であります。この部分は支出はございませんでした。

23節は、19年度保健事業国庫負担金の精算でございます。予防費につきましては以上であります。

○住民生活課長（高橋 潔君） 続きまして、3目環境衛生費でございます。

水環境保全条例に基づきまして「みんなで守ろう美郷の水」をテーマに、水の郷シンポジウムの開催、不法投棄監視や防止活動、清掃ボランティア活動、一斉清掃の実施、河川等の水質調査の実施などを行っております。また、最終処分場の適正閉鎖に向け、仙南地区の一般廃棄物最終処分場の整地、雨水排水工事をを行い、処分場周辺の地下水調査を実施しております。

その他、犬の登録及び狂犬病の注射に関する経費、墓地公園の管理、広域斎場の負担金とその使用に伴う負担金でございます。

○建設課長（鈴木 隆君） 同じく3目の建設課関係では、13節の備考欄1行目ですが、地下水保全のための涵養池泥上げ等管理委託料と、14節の涵養池及び地下水水位計設置に係る土地の借り上げ料でございます。

80ページをお願いいたします。19節の備考欄一番下ですけれども、合併浄化槽水質検査のための環境保全補助金を1,096世帯に交付しております。対象が1,518世帯でございますので、差額が不用額となっております。以上です。

○住民生活課長（高橋 潔君） 続きまして、2項1目清掃費でございます。

燃やせるごみ、燃やせないごみの有料化に伴いまして、ごみ袋の製作経費、販売手数料、在庫買い取り保証、ごみの減量化に向けたごみの分別大辞典の製作、生ごみ処理機18機の助成などがあります。

ごみの収集として、13節の業務委託、19節には大仙美郷環境事業組合の負担金がございます。増加傾向にあったごみの量に一定に歯どめがかかりました。以上であります。

○建設課長（鈴木 隆君） 3項1目の簡易水道費ですが、19節につきましては民営の簡易水道の水質確保のため、本堂地区簡易水道組合、長面小規模水道組合に水質検査料と濾過剤入れかえ費用を補助しております。

28節は特別会計への繰出金でございます。

○議長（伊藤福章君） 次に、5款労働費について、商工観光交流課長から説明を求めます。

○商工観光交流課長（小林宏和君） 5款1項1目労働諸費でございます。

出稼ぎ者139名の安全就労に資するための互助会加入手続、それから健康診断を実施してございます。以上であります。

○議長（伊藤福章君） 次に、6款農林水産業費について、農業委員会事務局長から順次説明を求めます。

○農業委員会事務局長（小野寺光廣君） 82ページでございます。

6款1項1目農業委員会費ですが、農業委員会の所掌事務である農地法、農業経営基盤強化促進法、農業者年金基金法その他法令による事務事項の処理に要した経費でございます。並びに20年度で標準小作料の改定事業に要した経費でございます。以上でございます。

○農政課長（照井智則君） 続きまして、83ページをお願いいたします。

同じく2目でございます。農政課職員の人件費が主なものでございます。

続きまして84ページから86ページです。同じく3目農業振興費でございますけれども、町の農業振興に要する経費で、特に説明の要するものについて述べさせていただきます。

7節は転作の現地確認とふれあいセンターの管理のための賃金が主なものです。

11節、12節、13節、14節は町で建設した直売所4施設とふれあいセンターなど3施設の管理に要する経費などが主なものでございます。

15節工事請負費は、「湧子ちゃん」のサイダー充填ラインの改修工事と、道の駅の内装工事です。

19節は担い手育成や担い手組織の新たな事業への助成、米の生産調整に関する施策の補助金、

ブランド品目への補助金、夢プラン応援事業費の補助金、中山間直接支払交付金などが主なものでございます。

続きまして87ページをお願いいたします。86、87ページです。

4目の畜産業費です。町の畜産振興に要する経費が主なもので、特に説明の必要なものについて延べます。

13節委託料は、アクティセンターの施設管理委託費が主なものです。

15節工事費は、堆肥センター西側のり面の保護工事と、アクティセンターの低圧受電工事です。

19節の負担金ですけれども、堆肥センターの舗装工事に伴う県農業公社への負担金が主なものでございます。

23節は特別導入事業の国費分の基金を国に返還したものでございます。

続きまして、87ページ、88ページです。

同じく5目農村整備費でございます。町の農村整備に要する経費が主なもので、特に説明の要するものについて説明いたします。

11節需用費、12節役務費、13節委託料、14節使用料は、農地・水・環境保全向上対策事業の事務費及びあったか山グリーンパーク農村公園の管理経費が主なものでございます。

13節の調査測量委託料は、羽貫谷地地区の圃場整備採択申請のための地形図作成等の業務です。

15節は、金沢ダム防護さく補修工事です。

19節は、大区画圃場整備実施3地区への事業負担金、土地改良事業償還金への助成、水路等基盤整備への負担金、土地改良事業団体への助成、農地・水・環境保全向上対策事業への負担金が主なものです。

23節は、秋田県土地改良事業連合団体への返還金です。28節は、農業集落排水特別会計事業への繰出金です。なお、前年度からの繰越明許費といたしまして、本堂城回地区担い手育成基盤整備事業の負担金として1,494万円が繰り越され、事業施行してございます。以上です。

○**税務課長（小原隆昇君）** 6目国土調査費ですが、職員人件費のほか、次のページにまいりまして90ページ、13節委託料で、金沢西根地区0.57平方キロメートルの現地測量調査を行いました。以上でございます。

○**農政課長（照井智則君）** 続きまして90ページをお願いいたします。

2項1目林業費でございます。町の林業振興に要する経費で、森林の多面的機能の維持増進、地域林業の育成、松くい虫防除対策が主なものでございます。

13節は、松くい虫防除と桜のテングス病防除委託が主なものです。

19節は、森林団体への助成及び森林の多面的機能の維持増進活動への助成が主なものです。以上です。

○議長（伊藤福章君） 次に、7款商工費について商工交流観光課長から説明を求めます。

○商工交流観光課長（小林宏和君） 91ページ、7款1項1目でございます。

92ページをお願いいたします。職員人件費のほか、円滑な商工観光業務を推進するための各種公的団体への加盟負担金が主たるもので、19節で支出してございます。

続きまして92ページ、2目商工振興費でございます。商工振興に資する団体への補助金のほか、地販地消の推進におきましては町内の商工業事業者を紹介する美郷丸ごとガイドの発行、それから美郷ため中並びに美郷まんまの開発を支援してございます。

それから、21節金融機関への預託金確保により、中小企業への運転資金融資が円滑に行われてございます。平成20年度末の融資残高は157件で6億9,700万となっております。

続きまして93ページ、3目観光費でございます。

94ページをお願いいたします。職員人件費のほか観光関連施設、大台野広場、それから雁の里山本公園等の公園の維持管理経費を支出してございます。

それから、11節にはラベンダー祭り、清水祭り、それから竹うち回遊ルート等各種ポスターを印刷し、広くPRに努めてございます。

15節でございますが、六郷中央地区の町並み環境整備、それからスキー場の簡易リフトの設置、雁の里のグラウンド整備等施設整備を実施し、観光客の利便に配慮してございます。

それから19節、これは95ページですが、千畑温泉湯治館の建設費の繰り上げ償還に要する経費を支出してございます。

それから95ページ、4目温泉施設費でございます。

96ページをお願いいたします。

町直営施設の湯とびあ温泉の運営費のほか、平成19年度から継続してございますさく井工事を15節に支出してございます。それから、千畑温泉におきましては平成3年に開業しました保養所が老朽化で今年の6月に閉鎖、解体してございます。その工事費も15節に計上してございます。

3温泉施設の利用客総数でございますが、31万269名となっております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 次に、8款土木費について建設課長から順次説明を求めます。

○建設課長（鈴木 隆君） 8款1項1目の土木総務費でございますが、これは人件費でございま

す。

2項1目の道路橋梁総務費ですが、主なものにつきましては98ページをお願いいたします。13節の道路台帳補正業務委託料で132路線の補正を行っております。

また、19節は各種協議会等への負担金でございます。

続きまして98から100ページにかけてでございますが、2目の道路維持費ですが、これは各節は町道の維持及び冬期交通の確保のため除雪作業及びロータリー除雪車13トンドーザー導入に要した経費です。

15節につきましては、パッチング等の舗装修繕工事、白線などの路面表示、その他小規模な道路維持工事でございます。

除排雪作業につきましては、直営、借り上げ、委託を含め、平成20年度は除雪機械72台により行い、一斉出動は20回となっております。なお、不用額は例年より降雪が少なかったことによるものでございます。

次に100ページ、3目の道路新設改良費ですが、これは道路交付金事業として実施いたしました町道の改良舗装、歩道設置、狭路拡幅工事など18路線と、町単独事業として実施しました改良舗装工事など23路線の整備に要した経費でございます。

続きまして、101から102ページでございますが、3項1目の河川総務費です。主に19節の河川愛護団体9団体の補助金を交付しております。19節の備考欄、下から2行目でございますが、対象は2,215人が対象となっております。

また、13節、15節、17節は菩提沢川のり面崩壊復旧工事に要した経費でございます。

102ページ、4項1目の都市計画総務費ですが、下水道計画区域の変更に伴い、都市計画審議委員会を開催した経費と、協会負担金が主なものでございます。

次に、2目の都市公園費ですが、これは都市公園の維持管理に要した経費が主なもので、13節につきましては公園管理など24公園の委託料と、それから11節では遊具の修繕料などを支出しております。

○住民生活課長（高橋 潔君） 続きまして、3目のまちづくり推進費でございます。まちづくり交付金事業で実施したものでありますが、防災行政無線の設置に着手しまして、親局、中継局の設置、それから六郷庁舎と仙南庁舎に子局を設置し、放送を開始しました。

また、防災資器材運搬車を2台配備し、防犯灯を37基設置しました。災害時の避難場所としても使える多目的スペースを整備いたしました。

さらには災害の危険箇所を表示し、避難場所、避難施設、緊急時の情報収集先を網羅した災害ハザードマップを作成し、全戸配布をしまして、安心・安全なまちづくりの整備を進めました。

○建設課長（鈴木 隆君） 104ページをお願いいたします。

5項1目の下水道費につきましては、19節の合併浄化槽補助金72基分の交付と、28節の下水道事業特別会計への繰出金でございます。

6項1目の住宅管理費でございます。104ページ、105ページにかけてございますが、町営住宅189戸の適正な維持管理のために要した経費であります。主なものにつきましては、11節での修繕料は各住宅の小規模な修繕でございます。

それから15節の工事費につきましては、安楽寺住宅湿気改善工事及び小安門住宅手すり設置工事などの工事であります。

18節につきましては、小安門住宅のガス漏れ探知機を購入したものでございます。

105ページ、2目の住宅建築費については、塚2地区に町営住宅4棟を建築した建築工事費及び外構工事費が主なものでございます。

○議長（伊藤福章君） 次に、9款消防費について、住民生活課長から説明を求めます。

○住民生活課長（高橋 潔君） 9款消防費でございます。

106ページをお願いいたします。

1項1目非常備消防費でございますが、広域消防への負担金でございます。

2目非常備消防費でございますが、主なものは消防団員の報酬、訓練や災害出場時の費用弁償と各種大会の費用に要したものでございます。

3目消防施設費でございますが、消防施設の維持管理に係る経費でございます。

15節の工事請負費は、警鐘楼の解体工事5塔分でありまして、受け入れ差額が不用額となっております。

108ページをお願いいたします。

19節の水道事業消火栓設置負担金でございますが、六郷東部地区簡易水道事業と畑屋地区簡易水道事業に伴いまして、消火栓19基設置したものでございます。

次に、4目水防費でございますが、大雨等による洪水等大きな水害がなく、消防団員の警戒や出場がございませんでしたので、支出がなく不用額が生じております。以上であります。

○議長（伊藤福章君） 次に、10款教育費について学務課長から順次説明を求めます。

○学務課長（辻 一志君） 10款学務課関係についてご説明いたします。

1 項 1 目教育委員会費ですが、これは教育委員会の会議運営に要した経費でございます。ほぼ予算どおりの執行となっております。

2 目の事務局費ですけれども、主な支出といたしましては学務課職員の人件費のほか、教育委員会事務局が行う就学指導事務や、事業の点検評価事務などの経費及び教育アドバイザーによる教育相談、不審者対策に要した経費などを支出してございます。また、学校適正規模再編事業として、学校の将来構想策定のための検討委員会の運営費などを支出しております。

110ページの方、3 目教育助成費ですけれども、7 節では特別な支援を要する子供への生活支援員の配置や、複式授業を行っている学校に対しサポート講師を配置した経費。8 節では学校交流事業の一つである中央の著明な講師を招いてのドリーム体験「本物講座」、20年度は作曲家の青島広志先生をお招きしております。

また11節、12節、13節ではスクールバスの運行経費、19節はスポーツ振興センター負担金のほか県のモデル事業として実施した東京の御田小学校と千屋小学校の双方向交流のための補助金。また20節では経済的な支援を要する要保護・準要保護の児童生徒に対する就学援助。21節では奨学資金の貸付金を支出いたしまして、教育における経済的負担の軽減に努めております。

続きまして、4 目外国青年招致事業ですが、2 名の英語指導助手に要した経費でございます。

続きまして、2 項 1 目小学校管理費ですけれども、これは小学校の施設運営管理の経費と教育環境の整備に要した経費でございます。環境整備といたしましては、13節及び15節で六郷小学校屋上の改修工事、仙南西小学校のプールヘアキャッチャーの改修などのほか、千屋小学校敷地のマツを松くい虫から守るための薬剤樹幹注入などを行っております。

また20年度は暖冬だったこともあり、11節の需用費で電気料や燃料費、13節の委託料では除雪作業委託料に不要額がございます。

この 1 目で予備費 4 万 5,000 円を利用しておりますけれども、仙南西小学校の松くい被害木の処理と、学校用地の草刈り作業中に民家の窓ガラスを破損したための補償であります。

続いて113ページの下の方になりますが、教育振興費でございますけれども、総合学習や学校行事など教育の振興に要した経費でございます。主な支出といたしましては、総合学習時の指導者や講師の謝礼、指導用の教材やパソコン教室の消耗品でございます。

続きまして114ページ、中学校費。1 目の中学校管理費ですが、小学校同様に施設環境の充実と学校運営を円滑に行うために支出した経費でございます。19節の選手派遣費に不足が生じたため、予備費 46 万 5,000 円を利用しております。

中学校管理費の場合も小学校と同様、暖冬の影響で11節の電気料燃料、あるいは13節除雪作業委託料に不用額がございます。環境整備といたしまして、13節で六中の大規模改修などの工事管理委託料、15節工事請負費では仙南中学校の校舎トップライトガラスの修繕及び高圧受電設備改修、千畑中学校体育館の灯油配管改修のほか、3カ年継続事業の六郷中学校大規模改造工事の2年目として、教室棟の屋根防水塗装、あるいは教室棟のトイレ等改修工事などを実施しております。

次に116ページの教育振興費、2目でございます。これも小学校と同様に総合学習や学校行事、情報通信学習などに要した経費を支出したものでございます。主な支出といたしましては、11節の学校行事等に対する消耗品や、12節インターネット利用料等でございます。

○**幼児教育課長（草薙正子君）** 4項1目は幼稚園費です。町内三つの幼稚園の運営経費でございます。主なものは人件費と11節の給食賄い材料費、13節の給食調理業務委託料です。

118ページの15節では、仙南幼稚園駐車場の舗装工事を実施いたしました。不用額の多いものは燃料費で、暖冬の影響によるものです。

これら経費の支出により、保育園と一体となった認定こども園としての機能を十分發揮して、就学前教育を実施することができました。以上です。

○**社会教育課長（泉谷隆雄君）** 続きまして、5項1目社会教育総務費でございますが、事業の主なものといたしましては、家庭、青少年、成人、高齢者の教育事業並びに芸術文化活動等が主なものでございます。計画どおり実施してございます。

今回は公民館だよりを年6回発行いたしまして、公民館事業を一体的に理解していただくとともに、諸行事の周知を図っております。子育て応援講座や食育講座など生活に密着した講座なども開設し、参加者の増加につなげております。

六郷地区で取り組んでおりましたふるさと学習講座を美郷町全域の事業として開催しまして、多くの方々から参加をいただいております。学校支援の本部事業につきましては、仙南東小学校を拠点に、「みさぼーと」と連結して行っております。

120ページをお願いします。

2目の図書館費でございますが、新規図書の購入、ブックスタート事業、読書感想文集の発行など計画どおり実施し、読書環境の充実に努めてございます。

次に、3目の文化財保護事業費でございますが、町内の文化財保護、管理、埋蔵文化財の発掘に要した経費でございます。埋蔵文化財の発掘調査は、圃場整備、道路工事に伴うものでござい

まして、約9,000平米実施してございます。報告書は現在取りまとめているところでございます。文化財マップに続き、銘木・古木のマップの作成をしてございます。学友館に所蔵してある歴史諸資料等をデータベース化することと、文化財の標柱の補修も実施してございます。

次に122ページをお願いします。

4目の社会教育施設費でございますが、3地区の公民館、交流センター、資料館等の施設管理運営に要した経費でございます。老朽化した施設を多く抱えておりますので、危険箇所等に配備しながら施設整備に努めてきたところでございます。需用費に不用額が多く出ておりますが、暖冬に伴ってのものでございます。工事費は決算説明書に記載のとおりでございます。

124ページでございます。

6項1目、保健体育総務費でございますが、こちらは各種スポーツ教室、町民体育大会、スポーツイベントの開催経費、体育指導員の活動、スポーツ少年団、体育協会の育成に要した経費が主なものでございます。

中学校新人駅伝競走に女子の部が新たに創設されました。総合型スポーツクラブにつきましては21年度中の結成を目標に支援しております。

リリオスに秋田わか杉国体の展示コーナーを設置するとともに、バドミントン、自転車競技の国体開催記念事業も実施してございます。

19節の不用額でございますが、スポーツ振興事業団から4,800万円ほどの補助金の返納があったためでございます。これは運営経費の中で臨時職員の削減を図ったこと、宿泊者数が減ったことによりまして経費がかからなかったということが要因でございます。予備費73万6,000円はスポーツ少年団に対する派遣費でございます。

126ページ、2目の保健体育施設費でございますが、こちらは町内体育施設、体育館、野球場、プール、テニスコート、武道館等の管理運営に要した経費でございます。工事の主なものは、六郷・仙南体育館の屋根塗装、六郷野球場の塗装、水道設備工事が主なものでございます。11節の不用額でございますが、暖冬に伴ってのものでございます。以上です。

○学務課長（辻 一志君） それでは、127ページから129ページにかけてでございます。3目の学校給食費ですが、北学校給食センター及び南学校給食センターの運営と管理に要した経費でございます。

主な支出といたしましては、11節の給食材料費、それから13節調理員の経費である給食業務委託料などでございます。また、15節の工事費でございますが、南給食センターの受電施設を改修

したものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 次に、11款災害復旧費について、農政課長から順次説明を求めます。

○農政課長（照井智則君） 129ページをお願いいたします。

11款1項1目農林水産業施設の災害復旧に要する経費でございますけれども、20年度は農業災害はなく、全額不用額としてございます。以上です。

○建設課長（鈴木 隆君） 2項1目公共土木災害復旧費につきましては、不測の事態に備えているもので、20年度においては災害がなく、ほとんどが不用額となっております。以上です。

○議長（伊藤福章君） 次に、12款公債費から14款予備費まで、企画財政課長から説明を求めます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 12款の公債費ですが、町債の償還元金及び利子となっております。

1目の繰上償還元金ですが、財政健全化計画に基づいて5件分を繰り上げ償還しており、その償還分であります。

2目の利子の振替運用利子は、歳計現金の不足のため一時的に基金より借り入れした際の利子分でございます。起債前借利子については、19年度に繰越明許費として繰り越した事業で、19年度中に前借りした起債に係る利子分となります。

13款2目資金の積立金ですが、これは基金に積み立てた経費でございます。内訳として財政調整基金に6億3,145万4,000円を、減債基金に2億2,200万円を、振興基金に2億円を、ふるさと美郷子ども育成基金に120万5,000円を、地域活性化基金に9,100万をそれぞれ積み立ていたしました。

14款予備費ですが、緊急の予算外の支出及び予算超過分の支出に充てております。

131ページの合計欄です。歳出の合計ですが、予算現額123億1,988万6,663円に対し、支出済額117億3,522万1,727円。継続費定時繰越26万7,326円。繰越明許費2億8,074万3,456円。不用額3億365万4,154円となっております。

次のページをお願いいたします。20年度の実質の収支ですが、歳入総額118億6,652万4,000円、歳出総額117億3,522万2,000円、歳入歳出差し引き額1億3,130万2,000円です。翌年度に繰り越すべき税源として継続費の定時繰越、繰越明許費、繰越合わせて4,680万1,000円となりまして、実質収支額8,450万1,000円となっております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、平成20年度美郷町一般会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

---

## ◎認定第2号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第9、認定第2号 平成20年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 平成20年度国民健康保険特別会計決算についてご説明いたします。

20年度におきましては、国の保険制度改革によりまして老人保健制度にかわり、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度、長寿医療制度が創設されたところでございます。国民健康保険関係では、退職者医療制度の対象年齢の変更、一般高齢者の自己負担の見直しなどがされております。

また、平成21年1月からは出産育児一時金を3万円引き上げ38万円に、葬祭費7万円を5万円に引き下げるなどの改正も行いました。また、国保税につきましては後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、それまでの医療給付費分を後期高齢者支援金分とに分けまして課税がなされております。その結果、1人当たり2.7%増となる税率改正も行いました。一般被保険者の保険給付、いわゆる医療費でございますけれども、前年比較1人当たり6%上昇してございます。

全体の収支としましては、歳入が24億6,410万2,116円、歳出が22億9,807万9,628円で、差し引き残高1億6,602万2,488円の黒字となっております。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

137ページをお願いいたします。

第1款国民健康保険税でございます。こちらにつきましては、国保税収入額が前年度に対しまして16.8%の減となっております。これは医療制度改革により、75歳以上の方が後期高齢医療者制度へ移行したためでございます。

また税の収納率では、一般被保険者現年度課税分では、医療で93.3%、滞納繰越分で21.6%、後期高齢者支援金分では93.4%となっております。また、2目の退職者被保険者現年課税分は、医療費で97.9%、後期高齢者支援金分で97.9%となっております。

それから、不納欠損でございますが対象者は40名。内訳でございますが、生活困窮によるものが39名、死亡し相続人のいないものが1人となっております。

続いて2款でございます。使用料及び手数料は、税の督促にかかわる手数料でございます。

139ページでございます。国庫支出金ですが、1項は医療費や介護給付金、特定健康診査などに

に対する国の定率負担でございます。2項の国庫補助金は、保険者の財政力もしくは地域の事情などにより交付されるものです。国庫支出金全体では、前年に比べまして13.2%の減となっております。これは老人保健拠出金や財政町政交付金などが減ったためでございます。

140ページ、4款の療養給付費等交付金でございますが、こちらにつきましては退職者医療費分にかかわる社会保険支払基金からの交付金でございます。20年度の医療実績に対し収入超過となっておりますので、今定例会で返還金を補正予算に計上してございます。

5款の前期高齢者交付金でございますが、これは65歳から74歳までの前期高齢者の加入割合に係る不均衡を調整するために、20年に新たに設けられたものでございます。

それから141ページでございます。6款の県支出金でございますが、前年に対しまして6%の増となっております。これは特定健康診査負担金や財政調整交付金の国からの財源移譲によるものでございます。

それから142ページ、7款共同事業交付金ですが、これは高額の医療費支払いについて都道府県単位で共同で行う事業でございます。こちらにつきましては、前年度に対しまして4.4%ほど減となっております。

次に143ページ、8款の財産収入です、基金の利子でございます。

9款の繰入金でございますが、こちらにつきましては一般会計からの繰入金でございます。

1節の保険税軽減分は、7割、5割、2割といった保険税の軽減分を補てんするものです。県から一般会計の対象経費4分の3が収入され、町の負担4分の1を加算して繰り出されたものでございます。

2節の保険者支援分は国が半分、残りを県と町で4分の1ずつ負担する割合になってございます。

それから4節、出産育児一時金ですが、対象経費の3分の2が一般会計からの繰り出しになってございます。

144ページ、5節財政安定化支援事業ですが、保険者ごとの被保険者の負担能力、あるいは年齢構成差による負担を平準化するために設けられた制度で、地方交付税に算入となっております。

10款1項1目、退職者医療に係る交付金の分で、精算による19年度分の返還金でございます。

また、2目は精算金を除く前年度からの繰越金となっております。

145ページ、11款の諸収入ですが、2項が国庫会計の預金利子でございます。また、3項の雑入でございますけれども、こちらにつきましては1目の第三者納付金が3件、3目・4目は被保険

者の返納金で、療養給付費等の返納金となっております。内容といたしましては、一般被保険は15件、退職被保険者が3件でございます。

歳入の決算額は24億6,410万2,116円となっております、前年に対しまして4%の減となっております。

引き続き、歳出についてご説明いたします。

148ページをお願いいたします。

1款総務費でございます。1項、2項につきましては被保険者証の印刷や郵送、電算システムなど国保特別会計を運営する管理費、それと国保連合会の負担金及び税の徴収費用となっております。

それから、3項につきましては国保運営協議会の運営費でございます。

2款です。保険給付費であります。前年度に対しまして2.9%の増となっております。内訳で見ますと、1項の療養給付費のうち1目の一般被保険者療養給付費が16.8%の増となっております。

次に150ページ、2目の退職者被保険者分が64.5%の減となっております。これにつきましては、制度改正により退職者被保険者が大幅に減となったためでございます。また、2項の高額療養費につきましては、前年に比較しまして2.5%の増となっております。いずれも実績によるものでございます。

それでは152ページ、4項の出産育児一時金ですが、14件ございました。

5項の葬祭諸費ですが、こちらは55件ございました。

3款後期高齢者支援金については、長寿医療制度の費用負担でありまして、現役世代が医療費全体の、制度全体の4割を負担することになっており、1目、2目はその支援金でございます。

153ページ、4款は前期高齢者の納付金でございます。

5款の老人保健拠出金でございます。平成20年4月にスタートしました後期高齢者医療制度により、20年度は前年の10分の1以下の拠出金となっております。

154ページ、6款介護納付金は前年に比べ7.1%の減となっております。

それから7款、共同事業拠出金でございますが、前年に比べ3%の増となっております。

155ページ、8款保険事業費でございますが、1項1目特定健康診査等事業費で、特定健康診査、もしくは特定保健指導にかかわる費用であります。

13節委託料は2,697名に対する検診の委託料でございます。

156ページ、2項1目保健衛生普及費では、13節委託料は6回実施いたしました医療費通知にかかわる経費となっております。

2目の疾病予防費では、8節報償費は無傷病世帯に係る経費で、57世帯に表彰を行っております。

それから13節、委託料でございます。これは人間ドッグへの助成でございます。214名の方に助成をしております。

9款の基金積立金でございますが、73万1,000円積み立てをしております。その結果、20年度末の基金残高は1億6,490万7,000円となっております。

157ページをお願いいたします。11款諸支出金の1項1目は一般被保険者の、2目は退職者被保険者の資格喪失等による保険税の還付金でございます。

それから、3款償還金ですけれども、これにつきましては19年度退職者医療に社会保険診療報酬支払基金から交付された療養給付費等の交付金の払い戻し精算による支出でございます。

以上によりまして、歳出は22億9,807万9,628円で、前年度決算に比較しまして21%の減となっております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、平成20年度美郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

---

### ◎認定第3号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第10、認定第3号 平成20年度美郷町老人保健特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 平成20年度老人保健特別会計決算についてご説明いたします。

20年度の老人保健特別会計は、平成20年4月にスタートいたしました後期高齢者医療制度への移行により、平成20年3月診療分を給付する会計となっております。

歳入からご説明いたします。163ページをお願いいたします。

まず、1款支払基金1目の医療費交付金の負担割合でございますが、医療諸費の5割となっております。

2 款の国庫支出金ですが、これは12分の 4 の負担割合となっております。

164ページをお願いします。3 款県支出金の負担割合は、12分の 1 となっております。

4 款の繰入金でございますが、町の負担分で一般会計から繰り入れるものでございます。基本的には、県と同じ12分の 1 の負担割合となりますが、前年度精算との関係で、支出に必要な額を一般会計から繰り入れしているところであります。

6 款諸収入の 2 項雑入でございますが、これは交通事故等を原因とする第三者行為による納付金でございます。9 名分でございます。

歳入合計でございますが、2 億4,052万3,345円となっております。

次に、歳出でございます。166ページになります。

1 款 1 項 1 目医療給付費であります。平成20年 3 月診療分の医療給付費でございます。

2 目医療費支出費は、高額療養費等の支出でございます。

それから 2 款諸支出金の 1 目償還金でございますが、これは19年度分の支払基金交付金、国庫負担金、県負担金の精算によるものでございます。

以上によりまして、歳出合計は 2 億4,052万3,345円で歳入と同額となっております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、平成20年度美郷町老人保健特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第 4 号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第11、認定第 4 号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） それでは、簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算についてご説明いたします。

172ページをお願いいたします。歳入です。

1 款 1 項 1 目 1 節の負担金ですが、20年度60世帯の新規加入があり、その加入負担金及び消火栓設置の負担金でございます。

次に、2款1項1目1節ですが、これは水道の使用料現年度分実績によるものです。収入未済につきましては121戸となっております。収納率は93.45%です。

2節につきましては使用料の滞納繰越分で、収入未済につきましては140戸となっております。

次に、2項1目1節につきましては指定給水装置工事事業者指定手数料2件分でございます。

2節は、水道接続工事完成検査手数料85件分でございます。

3節は督促手数料が収入となったものでございます。

3款1項1目1節の簡易水道事業補助金ですが、六郷東部地区簡易水道事業及び畑屋地区統合整備事業実施に伴う補助金で、六郷地区は10分の4、畑屋地区は10分の3の補助率となっております。

4款1項1目1節は、基金に対する利子が収入になったものでございます。

174ページにかけてでございますが、5款1項1目1節は事業債など償還のため一般会計からの繰入金でございます。

2項1目1節の基金繰入金でございますが、施設の修繕、それから配水管工事等実施のため財源として繰り入れたものでございます。

6款1項1目1節は前年度の繰越金でございます。

7款1項1目から3目までは収入がございませんでした。

2項1目1節は預金利子でございます。

3項1目及び2目1節は収入はありませんでした。

2目2節はメーターのスクラップ収入及び消費税の還付金でございます。

次に、176ページにかけてでございますが、8款1項1目1節は六郷東部地区及び畑屋地区の事業実施に伴う事業債でございます。

2節につきましては補償金免除繰上償還を実施するための借換債でございます。

続きまして、177ページ、歳出でございます。

1款1項1目につきましては、人件費のほか178ページでございますが、電算のシステム及びメーターの検針員12名分の委託料が主なものでございます。

また、23節は過徴収に伴います19年度分還付金を支出しております。

次に、2項1目につきましては178ページから179ページでございますが、町内13地区の簡易水道施設の良好な維持管理と、水の安定供給に要した経費でございます。主なものにつきましては11節では一番大きな支出が光熱水費、それから施設の機械設備等の修繕費でございます。

また12節の大きな支出につきましては、水質検査手数料でございます。

15節につきましては、畑屋地区の水位計及び千畑中央地区浄水場防護屋根設置工事等を実施しております。

18節の備品は、メーターの購入費でございます。

続きまして3項1目の各節につきましては、六郷東部地区及び畑屋地区の簡易水道事業実施に伴います測量設計委託料、水道管布設工事の経費でございます。六郷地区につきましては七滝・四ツ屋地区を実施しまして、延長2,337メートルの配水管及び消火栓工事を実施しております。畑屋地区につきましては、排水管工事約4,850メートルと消火栓設置工事を実施しております。

次に180ページにかけてでございます。2款1項1目23節は、水道事業債などの償還元金及び繰上償還元金でございます。

2目23節は償還金利子及び振替運用利子の支出であります。

3款の予備費につきましては、公債費等支払いのため充用しております。

181ページでございますが、今決算におきます歳入歳出の実質収支額は596万1,000円ございました。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第5号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第12、認定第5号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） それでは、下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

186ページ、歳入をお願いいたします。

1款1項1目1節につきましては、現年度分の受益者負担金で実績によるものです。収入未済額につきましては46名となっております。

2節は滞納繰越分で、滞納者は130人となっております。

続きまして、2款1項1目1節は下水道使用料現年度分の実績によるものでございます。収入未済につきましては25名となっております。収納率は96.04%でございます。

2節につきましては滞納繰越分で、収入未済額につきましては27人となっております。

続きまして、2項1目1節につきましては工事事業者指定店手数料23件分でございます。

2節は、督促手数料が収入となったものでございます。

3款1項1目1節の下水道事業費補助金ですが、六郷赤城地区下水道工事の実施に伴う補助金でございます。管布設工事といたしまして64メートルを実施しております。

続きまして、4款1項1目1節につきましては一般会計からの繰入金でございます。

5款1項1目1節は前年度からの繰越金でございます。

188ページをお願いいたします。

6款1項1目から3目までは収入がございませんでした。

2目は預金利子、3目雑入は消費税の還付金でございます。

7款1項1目1節から5節までにつきましては、それぞれ事業実施に伴う借入金でございます。次に190ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費ですが、これは人件費、事務費が主なものです。

23節につきましては、過徴収に伴います19年度分の還付金を支出してございます。

続きまして、2項1目の施設管理費です。191から192ページにかけてでございますが、これは公共下水道施設の良好な維持管理を図るための経費で、主なものにつきましては11節では光熱水費のほかに真空ポンプなどのオーバーホールの修繕費、それから13節では施設の保守点検委託料、それから15節につきましては新規住宅建築に伴います公共ますの工事3件を実施してございます。

次ページの19節でございますが、この節につきましては雄物川流域下水道事業維持管理費負担金が主なものでございます。

続きまして、3項1目の下水道事業整備費につきましては、13節の委託料につきましては翌年度工事箇所の実施設計を実施し、支出しております。

また15節の六郷字赤城地区に管布設工事64メートル、それからマンホール2基の工事を実施したものが主なものでございます。

また、19節では流域下水道大曲処理区におきまして本管工事、それから水管渠工事、水処理施設等の工事の負担金を支出したものでございます。なお、大曲処理区におきまして一部工事につきまして繰り越しをしております。

続きまして、2款1項1目23節は公共下水道事業債、流域下水道事業債などの償還元金及び繰り上げ償還元金であります。

2目23節は償還金の利子繰りかえ運用利子であります。

予備費につきましては、一般管理費より増額しております。

194ページをお願いいたします。今決算におきます歳入歳出の実質収支額643万円でございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、平成20年度美郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第6号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第13、認定第6号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） それでは、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

198ページ、歳入をお願いいたします。

1款1項1目1節の分担金でございますが、これは仙南地区の新規加入を見ておりましたけれども、実績はありませんでした。収入はございません。

2款1項1目1節の集落排水使用料現年度分は実績によるものです。使用料収入未済につきましては53戸となっております。収納率は92.86%でございます。

2節につきましては、滞納繰越分で未済につきましては67人であります。

続きまして、2款2項1目1節につきましては、督促手数料が収入となったものでございます。

3款1項1目1節につきましては、基金利子が収入となっているものでございます。

4款1項1目1節につきましては、事業債など償還のため一般会計から繰り入れたものでございます。

4款2項1目1節は、集落排水施設の修繕の財源といたしまして、基金より繰り入れたものでございます。

200ページにかけてでございますが、5款1項1目1節は前年度からの繰越金でございます。

6款1項1目から3目までは収入はございませんでした。

2項1目1節は預金利子、3項1目1節は収入がありませんでした。

2節の補償料は、県道角館六郷線歩道設置に伴います公共ます移設補償料でございます。

7款1項1目につきましては事業実施に伴う借入金で、1節は資本費平準化債の借り入れたものでございます。

2節は農業集落排水事業の借換債でございます。

続きまして、202ページ歳出をお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費ですが、主なものにつきましては人件費と、それから27節の消費税の支出でございます。

また、23節は過徴収に伴う19年度分の還付金を支出してございます。

203ページでございますが、2項1目の施設管理費でございます。これは町内6地域の集落排水施設の適正な維持管理のために要した経費でございます。

11節で一番大きな支出は光熱水費、それから修繕費等各施設の修繕費が大きなものとなっております。

また、13節では施設の汚水処理委託料、それから15節の工事費につきましてはマンホール設置、それから一丈木のブローア交換等を実施したものでございます。

続きまして204ページでございます。

2款1項1目23節は農業集落排水事業債等の償還金及び繰上償還元金で、補償金免除繰上げ償還を行ったものでございます。

2目23節につきましては、各事業債償還金の利子であります。

それから、3款予備費につきましては公債費の支払いのために充用しております。

205ページでございますが、今決算におきます歳入歳出の実質収支額は356万2,000円でございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第7号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第14、認定第7号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別

会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（伊藤福章君） 説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 平成20年度後期高齢者医療特別会計の決算についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、老人保健制度にかわりまして平成20年4月1日から75歳以上の高齢者を被保険者として、広域連合である県が運営する制度としてスタートしてございます。美郷町では、21年3月31日現在で3,912名が加入する制度となっております。

では、歳入からご説明いたします。209ページをお願いします。

第1款保険料でございますが、1目特別徴収保険料は100%、2目の普通徴収保険料は98.3%の徴収率でございました。

2款は督促手数料であります。

210ページをお願いいたします。

3款繰入金の1目は徴収にかかわる事務費を、2目は低所得者の保険料軽減相当額を繰り入れたものでございます。

211ページをお願いいたします。

4款3項預金利子は、特別会計の利子でございます。

この結果、歳入決算額は1億6,109万6,165円であります。

引き続き、歳出についてご説明いたします。212ページをお願いいたします。

1款は保険料徴収にかかわる事務費でございます。これは同額を事務費繰入金として繰り入れてございます。

2款は後期高齢者医療広域連合納付金であります。保険料と保険基盤安定繰入金を合算したものでございます。

以上によりまして、歳出決算額は1億6,086万2,037円となっております。

今決算における歳入歳出の実質収支は23万4,000円となっております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤福章君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月2日、午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後3時03分)

